

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第五項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同条に次の三項を加える。

9 管理者は、職員（別に定める職員及び第六条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、第二項、第三項、第五項及び前項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき第一項、第四項、第六項及び第七項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

10 前項の規定による勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮して所属長が定める。

11 前各項に定めるほか、勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）による勤務時間の割振りの例による。

第四条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるほか、休憩時間については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による休憩時間の例による。

第五条ただし書中「設けるものとし」の下に、「第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）を加え、「できるものとし、その週休日は、業務の実情に応じ、所属長が定める」を「できる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により設ける週休日は、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じ、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員については当該職員の申告を考慮して、所属長が定める。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員の週休日は、業務の実情に応じて定めたものに加えて当該職員の申告を考慮して、所属長が定める。

3 前二項に定めるほか、週休日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による週休日の例による。

第十一条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「（平成七年埼玉県条例第二号）」を削る。

第二十二条中「（平成四年埼玉県条例第六号）」を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。